

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026年10月22日

大崎電気工業株式会社

吸収合併に関する事後開示書類

2026 年 10 月 22 日

東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号

大崎電気工業株式会社

代表取締役社長執行役員 COO 渡辺 光康

大崎電気工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年 7 月 21 日付で、当社を吸収合併存続会社、大崎エステート株式会社（以下「大崎エステート」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

大崎エステートは当社の完全子会社であり、本合併は会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併として、株主総会の承認決議を経ずに実施しました。

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

大崎エステートの株主は当社のみであり、当社は大崎エステートの特別支配会社に該当することから、会社法第 785 条第 3 項に規定する手続は行っていません。

(3) 新株予約権買取請求

大崎エステートは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

大崎エステートは、会社法第 789 条に基づき、本合併に係る債権者保護手続を実施しました。所定の期間内に、本合併について異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併として行われました。

このため、会社法第 796 条の 2 第 1 項ただし書に該当し、同条に基づく差止請求につい

て該当事項はありません。

(2) 株主に対する手続

当社は、2026年8月3日付で、本合併を行う旨、大崎エステートの商号および住所等について電子公告を行いました。

当該公告では、会社法第796条第3項に基づき、本合併に反対する株主は公告掲載日の翌日から2週間以内に書面により申し出るよう案内しています。なお、当該期間内に本合併に反対する旨の通知を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条に基づく債権者保護手続として、2026年8月3日付で本合併に関する公告を行い、債権者に対し、2026年9月7日までに異議を申し出ることができる旨を公告しました。所定の期間内に、本合併について異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により当社が大崎エステートから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年10月1日をもって、大崎エステートの資産、負債その他一切の権利義務を包括的に承継しました。

5. 大崎エステートの事前開示書類の記載事項

会社法第782条第1項の規定により、大崎エステートの記載事項は、別紙のとおりです。

6. 変更登記をした日

本合併に係る変更登記については、現在登記手続中です。

7. その他本合併に関する重要な事項

大崎エステートは、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

上記のほか、本合併に関する重要な事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書類

2026 年 10 月 22 日

東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号

大崎エステート株式会社

代表取締役社長 山田 忠

大崎エステート株式会社（以下「大崎エステート」といいます。）は、2026 年 7 月 21 日付で、大崎電気工業株式会社（以下「大崎電気」といいます。）を吸収合併存続会社、大崎エステートを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しました。

会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示事項（吸収合併契約の内容を除きます。）は次のとおりです。

1. 合併対価の相当性に関する事項

大崎電気は、大崎エステートの発行済株式の全部を保有しています。

このため、本合併に際して、大崎電気から大崎エステートの株主に対して、その保有する大崎エステートの株式に代わる大崎電気の株式、金銭その他の財産の交付は行われません。本合併は完全親子会社間の吸収合併であることから、合併対価を交付しないことは相当であると判断しております。

2. 合併対価について参考となるべき事項

本合併は無対価合併であり、大崎電気から大崎エステートの株主に対して合併対価の交付は行われなため、該当事項はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

大崎エステートは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社である大崎電気に関する事項

大崎電気の最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等により開示されています。

(2) 吸収合併消滅会社である大崎エステートに関する事項

大崎エステートの最終事業年度に係る計算書類等については、法令に基づき作成された計算書類等のとおりです。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な事象

大崎エステートおよび大崎電気は、2026 年 7 月 21 日付で本合併に係る吸収合併契約を締結しました。

上記のほか、大崎エステートまたは大崎電気の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 本合併の効力発生日以後における大崎電気の債務の履行の見込みに関する事項

本合併により、大崎電気は、本合併の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、大崎エステートの資産、負債その他一切の権利義務を包括的に承継するものとされました。大崎電気においては、本合併の効力発生日以後における資産の額が負債の額を上回ることが見込まれ、また、同社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象は想定されていないことから、会社法第 789 条第 1 項の規定により本合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

6. 事前開示事項の変更

吸収合併契約等備置開始日後、本合併の効力発生日までの間に、上記各事項について変更は生じておりません。

以 上